

高崎市住環境改善助成事業 Q&A

目次

①申請について	2
②申請条件について	3
③施工業者について	4
④助成の対象となる工事について	5
⑤申請書の記入方法について	7
⑥その他	9

①申請について

Q1-1 申請者は誰になりますか？

A1-1 市内に住宅を所有し、そこに居住する方（住民登録がある）もしくは同一の世帯員である方で改修工事の契約者が申請者となります。

Q1-2 高崎市民ではない父が、住宅の所有者の場合、申請できますか？

A1-2 所有者がその住宅に居住していない場合は申請できません。

Q1-3 自分名義の家を2軒所有し、1軒は自分で住み、もう1軒は子供が住んでいます。どちらも申請できますか？

A1-3 申請ができる住宅は所有者が居住していることが条件になります。質問者は、現在住んでいる住宅のみ申請できます。

Q1-4 住宅所有者が死亡し、所有権移転登記（相続登記）がまだ完了していません。申請はできますか？

A1-4 所有権移転登記前の場合は、当該住宅の固定資産税納税義務代表者であって居住（住民登録）している方であれば申請できます。

※固定資産税納税義務代表者の届出については資産税課へお問合せください。（資産税課 027-321-1222）

Q1-5 住宅を共有名義で所有している場合でも申請出来ますか？

A1-5 共有名義の所有者のいずれかが当該住宅に居住（住民登録）している場合は、居住している所有者及びその世帯員であれば申請できます。なお、居住している所有者及びその世帯員は申請条件を満たすことが必要となります。

Q1-6 住民票上世帯分離をしている二世帯住宅等でも申請できますか？

A1-6 申請世帯の中に、住宅所有者がいれば申請できます。なお、その世帯の世帯員は申請要件を満たす必要があります。また、別世帯にも住宅所有者がいた場合は、その世帯の世帯員も審査の対象となります。

②申請条件について

Q2-1 申請書類の提出は、申請者本人以外は認められませんか？

A2-1 事前申請は、所有者もしくはその世帯員が市役所窓口へ提出する必要があります。

本申請以降の書類提出については、代理人でも委任状があれば提出可能です。

Q2-2 過去に本事業の助成を受けています。今年度も助成を受けることができますか？

A2-2 出来ません。

助成を受けることができるのは、年度が変わっても同一住宅かつ世帯について一回限りです。

Q2-3 工事が終わっている、もしくは工事中の場合は、助成対象となりますか？

A2-3 対象となりません。

本申請をした後、助成金の交付決定を受けてからの工事着手を条件にしています。交付決定前に工事代金を支払いした場合（前払い含む）も工事着工となります。契約金等の前払いに注意ください。

Q2-4 所得制限の所得とは？

A2-4 所得制限の400万円以下の所得とは、合計所得金額が400万円以下を意味します。

詳細については、市民税課にお問い合わせください。

問合せ先：027-321-1218

Q2-5 事前申請書裏面に記載のある「収入についての未申告」とは何ですか？

A2-5 確定申告をしていない場合等が当てはまります。

詳細については、市民税課にお問い合わせください。

問合せ先：027-321-1218

Q2-6 同居している世帯員に市税の滞納がある場合は、申請できますか？

A2-6 申請時において未納があった場合でも、未納の税金を納付することで申請することができます。

Q2-7 市税等の滞納とは、どこまで含まれますか？

A2-7 市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。

Q2-8 今年の1月1日以降に本市に転入したのですが、申請できますか。

A2-8 申請は可能です。ただし、今年の1月2日以降に本市に転入した方の所得金額（課税状況）を、本市では調べることができません。その場合は、以前に居住していた市町村の所得証明の提出が必要となります。

海外からの転入の場合は、市町村の所得証明が取れないため、勤務先が出す給与明細等の提出が必要となります。

③施工業者について

Q3-1 市内の施工業者とは？

A3-1 市内の住所で 見積書 及び 領収書 が発行できる施工業者をいいます。なお、「施工業者」とは、法人だけでなく市内にお住まいの大工さんや個人経営の工務店なども「施工業者」となりますが、見積書及び領収書には業者名の記載が必要となります。

Q3-2 施工業者の紹介はしてもらえますか？

A3-2 当窓口ではお答えしておりませんが、下記の相談窓口で施工業者の紹介をしております。

◎ぐんま住まいの相談センター 電話：027-210-6634

Q3-3 施工業者が自宅の改修工事を行う場合は対象となりますか？

A3-3 なりません。また、DIYなど、個人でご自宅を改修する場合も対象となりませんのでご注意ください。

Q3-4 複数の市内業者を入れて改修工事を行うことは可能ですか？

A3-4 可能です。申請書に代表会社を記入し、「その他〇社」と記載してください。見積書・領収書は、それぞれの会社ごとに必要となります。

④助成の対象となる工事について

Q4-1 助成対象となる改修工事の内容はどのような工事ですか？

A4-1 別紙の「対象工事判別表」をご確認ください。ご不明な場合は建築住宅課へお問い合わせください。

基本的な対象・非対象工事の判断については下記のとおりです。

- ①対象となるもの・・・建物の外壁・屋根及び建物内にかかるもの
- ②対象にならないもの・・・外構工事、電化製品等のみの交換

Q4-2 給湯器（エコキュート、エネファームを含む）や、コンロ（ガス、IH式）の交換工事は対象となりますか？

A4-2 製品のみを設置・交換工事は対象となりません。ただし、住宅改修工事に伴って設置・交換する工事（浴槽改修と一緒に給湯器を交換する等）は対象となる場合がありますので、対象工事判別表をご確認ください。

Q4-3 テレビドアホンの設置や換気扇の付け替えは対象になりますか？

A4-3 設置を行う場所の床、壁又は天井についての1面以上の改修工事が伴えば対象になります。

Q4-4 住宅の一階部分の車庫を、住宅の用途に模様替え等する場合は対象となりますか？

A4-4 同一建物なので、対象になります。

また、非住宅部分（店舗部分など）を住宅への改修工事は対象になりませんが、建築確認申請が伴う場合もあります。この場合の確認は、建築指導課に問合せてください。

問合せ先：027-321-1271

Q4-5 別棟の倉庫を住宅に改修工事したいのですが、対象になりますか？

A4-5 別棟なので、対象になりません。

Q4-6 設計費や調査・点検費は助成対象となりますか？

A4-6 対象になりません。

Q4-7 施主支給した製品の費用は、助成の対象になりますか？

A4-7 市内業者が施工する場合は工事手間のみ対象になります。

Q4-8 他の補助制度を受けている場合はどうなりますか？

A4-8 その制度の工事箇所と重複する場合は、本助成事業の補助対象外となります。

ます。工事箇所が異なれば併用申請は可能です。併用申請する場合は、その制度の申請書の写しを添付してください。

Q4-9 ウッドデッキについてはどのようなものが対象となりますか？

A4-9 施工する面積が 10 平方メートル以内で、住宅部分と接続されているものであれば対象となります。

Q4-10 解体工事については、助成の対象となりますか？

A4-10 住宅部分で 10 平方メートル以内の解体工事であれば対象となります。

Q4-11 シャワーヘッドや蛇口の交換は対象となりますか？

A4-11 対象となります。

Q4-12 ホームエレベーターや椅子式段差昇降機の設置工事は対象となりますか？

A4-12 住宅用として利用されるもので、屋内に設けるものであれば対象となります。

Q4-13 玄関前に設置する手摺は対象となりますか？

A4-13 玄関ポーチ部分と接続される手摺は対象となりますが、形状等によっては外構工事として対象外になる場合もあるため、事前にご相談ください。

Q4-14 店舗併用住宅の住宅部分を改修は対象となりますか？

A4-14 住宅部分の屋内改修工事（内装・水廻り等）は全て対象となります。屋外改修工事（屋根・外壁工事等）は工事の一部（住宅と店舗部分の面積割合）が対象となります。なお、住宅と店舗の面積割合は当課で把握している数値で算定させていただきます。

※店舗と住宅それぞれのエリアが分かる図面が必要になります。

例：住宅面積 70 m²、店舗面積 30 m²の併用住宅の外壁改修の場合

住宅面積割合 $70 \div (70 + 30) = 0.7$

工事金額 60 万円 \times 住宅面積割合 0.7 = 対象工事費 42 万円

⑤申請書の記入方法について

Q5-1 対象となる工事費とは消費税込みの金額ですか？

A5-1 税込みの金額となります。

Q5-2 店舗併用住宅で店舗・住宅両方について改修工事をする場合の申請方法は？

A5-2 見積書記入例を参考にしてください。

1つの見積書に店舗と住宅部分とが分けられるように記載をお願いします。そのうち、住宅部分のみが対象工事費となります。

屋根や外壁等の場合は、店舗・住宅両方の部分の工事金額を金額欄に記入し、それぞれを面積按分し、住宅部分のみを対象工費欄に記入してください。また、備考に計算式などの根拠を記載してください。

Q5-3 工事内容に変更が生じた場合、変更の申請が必要ですか？

A5-3 申請書に記載した事業計画の内容を変更しようとする場合(次の①～②いずれかに該当する場合)は変更申請をしてください。

①申請を取下げ(中止)しようとするとき

②助成金申請額の減額が見込まれるとき

※上記①、②に該当しない変更の場合、変更申請は必要ありませんが、本申請の申請額と領収書の金額が異なる場合は、実績報告書提出時に領収書の内訳が分かるもの(変更後の見積書、請求書内訳等の写し等)を必ず提出してください。

Q5-4 本申請時の内容に追加して工事をした場合、助成対象になりますか？

A5-4 本申請提出後の追加工事分は対象になりません。

Q5-5 本申請時の内容から予定していた工事箇所を減らした場合、どうなりますか？

A5-5 交付決定額より減額になる場合は、住環境改善助成事業交付決定変更申請書を提出してください。※Q5-3②参照

Q5-6 見積書はどのようなものでもよいのか。

A5-6 見積書は所定の書式に記入し、提出してください。部屋ごとの内部(床・壁・天井)工事の有無、数量、内訳金額等が明確となるよう、また、対象工事と非対象工事の金額が分かるように記入してください。

Q5-7 図面（平面図等）は、新たに作成しなければいけませんか？

A5-7 改修工事箇所の確認に使用します。工事を行う階の全体平面図に工事の内容が分かる書き込み等をしてください。（建築時の図面の写し、手書きでも可）。ただし、屋根や外壁改修工事の場合は、住宅の外観 4 面（東西南北）が確認できる写真があれば提出不要です。

※店舗兼住宅の場合、店舗と住宅それぞれのエリアが分かる図面が必要になります。

Q5-8 全景写真とは、どの程度の写真が必要ですか？

A5-8 改修する住宅を特定するための写真と位置づけていますので、住宅がすべて納まるように撮ってください。

Q5-9 本申請時の現況写真はどれくらい添付すればいいですか？

A5-9 現況を写真で確認するため、助成金対象工事となる部分ごとに写真を撮影し添付してください。なお、実績報告時の完成写真は、現況写真と同じアングルで撮影していただきます。

Q5-10 実績報告時の施工中写真についてはどれくらい添付すればいいですか？

A5-10 助成金対象工事となる部分ごとに、工事中的写真を添付していただきます。例えば、外壁塗装工事であれば外壁の塗装中の写真、内装のクロス張替工事であれば、新たなクロスを施工している時の写真などです。

◎その他

Q6-1 いつから工事を始めても良いですか？

A6-1 市からの交付決定通知を受理後、工事を着手（代金支払いを含む）してください。※Q2-3 参照

Q6-2 本申請から交付決定通知まで（工事を開始できるまで）、どれくらいの期間がかかりますか？

A6-2 通常、本申請提出からおよそ 3 週間程度で交付決定をいたします。ただし、申請が予算額に達した場合は、受付できないことがあります。

Q6-3 実績報告書の提出から助成金の振込までどのくらいかかりますか？

A6-3 実績報告書提出から 1 ヶ月程度です。振込通知を送付しておりませんので通帳記帳でご確認ください。

Q6-4 実績報告の提出期日までに工事が完了しないときはどうすればよいですか？

A6-4 期日を厳守してください。余裕をもった工期設定をお願いします。

Q6-5 申請書類の郵送による受付は可能ですか？

A6-5 事前申請のみ、本人確認書類の写しを同封していただければ郵送で申請を行うことが可能です。本申請および実績報告については、郵送による受付はしていません。

Q6-6 実績報告時に添付する領収書の金額については、工事費総額の金額ですか？それとも助成対象工事費のみの金額でしょうか？

A6-6 どちらでもかまいません。ただし、本申請時の見積書の金額と変更があった場合は、前述 A5-3 の②の手続きが必要となります。